

瀬戸市公共施設敷地内禁煙実施に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 23 年 2 月 1 日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 陽一

瀬戸市教育委員会規則第 1 号

瀬戸市公共施設敷地内禁煙実施に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市学校体育施設スポーツ開放に関する規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市学校体育施設スポーツ開放に関する規則(昭和 51 年瀬戸市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用団体の義務等) 第 11 条 <省略> 2 利用団体は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 から まで <省略> — <u>開放施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u> — 指定された場所以外 の場所 において火気を使用しないこと。 — <省略> — <省略> 3 <省略>	(利用団体の義務等) 第 11 条 <省略> 2 利用団体は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 から まで <省略> — 指定された場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 — <省略> — <省略> 3 <省略>

(瀬戸市定光寺野外活動センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 瀬戸市定光寺野外活動センター条例施行規則（昭和 6 0 年瀬戸市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入場者の遵守事項)</p> <p>第 8 条 野外活動センターに入場した者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p>	<p>(入場者の遵守事項)</p> <p>第 8 条 野外活動センターに入場した者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— 所定の場所以外の場所において<u>喫煙し、又は</u>火気を使用しないこと。</p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p>

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。